

大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について (学校における働き方改革の推進)

1 計画策定の経緯

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。

あわせて、給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項において、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることとなりました。

2 計画策定に向けて

(1) 服務監督者の講ずべき措置

- 実施計画の策定・公表
- 実施計画に位置付けた取組の実施状況や目標の達成状況等を毎年公表する
- 総合教育会議への報告

(2) 県指針で設定している県・市町村共通の目標

県内では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針（令和7年3月改定）」に基づき、次の通り県・市町村共通の目標を実施計画に組み入れることとなっています。

①長時間勤務の是正

時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合0% 年360時間超の教員の割合0%

②ウェルビーイングの向上

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合80%以上

「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合80%以上

また、「県・市町村教育委員会の重点取組」として、県・市町村教育委員会が共同して取り組むこととした事項については、町の実情に応じて、実施計画への記載を検討します。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和8年3月26日 教育委員会定例会 計画（案）の付議
- ・ 令和8年4月1日 計画開始